

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例

平成25年3月26日
鳥取県条例第7号

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例をここに公布する。

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。)第10条第1項の規定に基づき、県道の構造の技術的基準及び移動等円滑化のために必要な基準並びに県道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用使用する用語の意義は、道路法、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び移動等円滑化法で使用使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 県道は、次の表に定めるところにより、道路の種別及び道路の存する地域に応じ、第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の種別	道路の存する地域	
	地方部	都市部
自動車専用道路	第1種	第2種
自動車専用道路以外の道路	第3種	第4種

2 県道は、次の表に定めるところにより、道路の種類及び計画交通量に応じ、級に区分するものとする。

道路の種類	計画交通量(1日につき)			
	20,000台以上	10,000台以上 20,000台未満	4,000台以上 10,000台未満	4,000台未満
第1種	第2級	第3級		
第2種	第1級			
第3種	第2級			第3級
第4種	第1級		第2級	第3級

備考 第1種又は第3種の道路の存する地域の地形が山地部である場合のこの表の適用については、「第2級」とあるのは「第3級」と、「第3級」とあるのは「第4級」とする。

3 前項の規定にかかわらず、道路の存する地域の地形の状況その他の特別の理由があるときは、次の表の左欄に掲げる道路の種類に応じ、同表の中欄に掲げる級に該当する県道をそれぞれ同表の右欄に掲げる級に区分することができる。

第1種	第2級	第3級
	第3級	第4級
第2種	第1級	第2級
第3種	第2級	第3級
	第3級	第4級
	第4級	第5級
第4種	第1級	第2級
	第2級	第3級
	第3級	第4級

4 前2項の規定にかかわらず、第3種又は第4種の道路であって計画交通量が1日につき500台未満のものについては、それぞれ第5級又は第4級に区分することができる。

(構造の技術的基準)

第4条 県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準(道路法第30条第1項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものを除く。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、安全かつ円滑な交通を確保することができるよう規則で定める。

(道路の区分の変更等に係る特例)

第5条 県道を市町村道とする計画がある場合において、市町村道とすることにより道路の区分が変更されることとなるときは、別表第1の規定(規則で定めるものに限る。)の適用については、当該変更後の区分を道路の区分とみなす。

2 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施工する場合その他別表第1の規定を適用することが適当でないと認められるときは、規則で定めるところにより、同表の規定の一部を適用しないことができる。

(道路標識の寸法)

第6条 県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、視認性及び経済性に配慮して規則で定める。

(移動等円滑化のために必要な構造の基準)

第7条 県道の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準は、別表第2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設又は改築に着手する道路について適用する。

別表第1(第4条、第5条関係)

区分	基準																																		
車線等	1 車道(副道、停車帯及び規則で定める部分を除く。)は、車線により構成すること。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。																																		
	2 道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次号において同じ。)の数は、次の表に掲げる道路で計画交通量が同表に定める設計基準交通量以下であるものにあつては2とし、それ以外の道路にあっては4以上(対向車線を設けない場合は、2以上)とすること。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>地形</th> <th>設計基準交通量(1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種</td> <td>第3級</td> <td>平地部</td> <td>14,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>平地部</td> <td>13,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3種</td> <td>第2級</td> <td>平地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級及び第4級</td> <td>平地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td></td> <td>12,000台</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td>10,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td></td> <td>9,000台</td> </tr> </tbody> </table>			区分		地形	設計基準交通量(1日につき)	第1種	第3級	平地部	14,000台	第4級	平地部	13,000台	山地部	9,000台	第3種	第2級	平地部	9,000台	第3級及び第4級	平地部	8,000台	山地部	6,000台	第4種	第1級		12,000台	第2級		10,000台	第3級		9,000台
	区分		地形	設計基準交通量(1日につき)																															
	第1種	第3級	平地部	14,000台																															
		第4級	平地部	13,000台																															
			山地部	9,000台																															
	第3種	第2級	平地部	9,000台																															
		第3級及び第4級	平地部	8,000台																															
			山地部	6,000台																															
第4種	第1級		12,000台																																
	第2級		10,000台																																
	第3級		9,000台																																
備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗ずるものとする。																																			
3 車線の数が4以上である道路の車線の数は、次の表に定める1車線当たりの設計基準交通量に対する計画交通量の割合によって定めること。																																			

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量(1日につき)
第1種	第2級	平地部	12,000台
		山地部	9,000台
	第3級及び第4級	平地部	11,000台
		山地部	8,000台
第2種	第1級		18,000台
	第2級		17,000台
第3種	第2級	平地部	9,000台
		山地部	7,000台
	第3級	平地部	8,000台
		山地部	6,000台
	第4級	山地部	5,000台
第4種	第1級		12,000台
	第2級及び第3級		10,000台
備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗ずるものとする。			

- 4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、次の表に定める値とすること。ただし、第1種第2級、第3種第2級及び第4種第1級の道路で交通の状況により必要があるものにあつては0.25メートルを加え、第2種第1級の道路で地形の状況その他の特別の理由があるものにあつては0.25メートルを減ずることができる。

区分		車線の幅員(メートル)
第1種	第2級及び第3級	3.5
	第4級	3.25
第2種	第1級	3.5
	第2級	3.25
第3種	第2級	3.25
	第3級	3
	第4級	2.75
第4種	第1級	3.25
	第2級及び第3級	3

- 5 第3種第5級及び第4種第4級の道路の車道の幅員は、4メートルとすること。ただし、計画交通量が極めて少ない場合で、地形の状況その他の特別の理由があるときは、3メートルとすることができる。

車線の分離等

第1種及び第2種の道路(対向車線を設けない道路を除く。)の車線は、往復の方向別に分離すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

路肩

- 1 道路には、車道に接続して路肩を設けること。ただし、停車帯を設ける場合は、この限りでない。
- 2 路肩の幅員は、次の表に定める値以上とすること。ただし、地形の状況その他の規則で定める理由がある場合にあっては、規則で定める幅員とすることができる。

区分		路肩の幅員(メートル)
第1種	第2級	2.5
	第3級及び第4級	1.75
第2種	第1級及び第2級	1.25
第3種	第2級から第4級まで	0.75
	第5級	0.5
第4種	第1級から第4級まで	0.5

- 3 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)を設けないもの及び歩行者又は自転車の安全を確保するために必要があるものにあっては、前号の規定にかかわらず、路肩の幅員を1メートル以上とすること。

歩道等

- 1 第4種の道路及び自動車又は歩行者の交通量が多い第3種の道路には、その各側に歩道等を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 2 自動車及び自転車の交通量が多い道路で歩道を設けるものには、自転車道を設けることができること。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、それ以外の道路にあっては2メートル以上とし、歩行者の交通の状況及び除雪を考慮して定めること。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、自転車又は歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、それ以外の道路にあっては3メートル以上とし、自転車及び歩行者の交通の状況並びに除雪を考慮して定めること。
- 5 歩道等(縁石を除く。)の車道(路肩を含む。以下「車道等」という。)に対する高さは、第3種の道路にあっては零センチメートル、第4種の道路にあっては5センチメートル(横断歩道に接続する部分にあっては2センチメートル)を標準とすること。
- 6 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とし、乗合自動車停留しやすいよう規則で定める構造とすること。

設計速度

道路(副道を除く。)の設計速度は、次の表の設計速度の欄の左欄に定める値とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、同表の設計速度の欄の右欄に定める値とすることができる。

区分		設計速度(1時間につきキロメートル)	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30

第4種	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

屈曲部

- 1 車道の屈曲部は、曲線形とすること。ただし、緩和区間及び規則で定めるところにより設けられる屈曲部については、この限りでない。
- 2 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、次の表の曲線半径の欄の左欄に定める値以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に定める値まで縮小することができる。

設計速度(1時間につきキロメートル)	曲線半径(メートル)	
	100	460
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

- 3 車道の曲線部(中央帯の側帯及び路肩を含む。)には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に定める値(第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付すること。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

区分	道路の存する地域		最大片勾配(パーセント)
第1種、第2種及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度がはなはだしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種			6

- 4 車道の曲線部においては、設計車両及び曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)の幅員を適切に拡大すること。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 5 車道の屈曲部には、緩和区間を設けること。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 6 車道の曲線部において片勾配を付し、又は幅員を拡大する場合は、緩和区間においてすりつけをすること。

- 7 緩和区間の長さは、次の表に定める値(前号の規定によるすりつけに必要な長さ)と同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とすること。

設計速度(1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

視距等

- 1 視距は、次の表に定める値以上とすること。

設計速度(1時間につきキロメートル)	視距(メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)には、必要に応じ、自動車が進退しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けること。

縦断勾配

車道の縦断勾配は、次の表の縦断勾配の欄の左欄に定める値(道路の存する地域の地形が平地部である第3種の道路にあっては、5パーセント)以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、同表の縦断勾配の欄の右欄に定める値以下とすることができる。

区分	設計速度(1時間につきキロメートル)	縦断勾配(パーセント)	
		左欄	右欄
第1種、第2種及び第3種	100	3	6
	80	4	7
	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11
	20	9	12
第4種	60	5	7
	50	5	8

40	5	9
30	5	10
20	5	11

縦断曲線

- 1 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けること。
- 2 縦断曲線の半径は、次の表に定める値以上とすること。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路の凸型曲線にあっては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度(1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(メートル)
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線及び凹形曲線	450
30	凸形曲線及び凹形曲線	250
20	凸形曲線及び凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、次の表に定める値以上とすること。

設計速度(1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

舗装

- 1 車道(中央帯の側帯及び路肩を含む。次号及び横断勾配の項第1号において同じ。)、歩道、自転車歩行者道及び自転車道は、舗装すること。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 2 車道の舗装は、計画交通量等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるよう規則で定める構造とすること。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

横断勾配

1 車道には、片勾配を付する場合を除き、次の表に定める値を標準として横断勾配を付すること。

路面の状況	横断勾配(パーセント)
舗装の項第2号本文に適合する道路	1.5以上2以下
舗装の項第2号本文に適合しない道路	3以上5以下

2 歩道、自転車歩行者道及び自転車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付すること。

合成勾配

1 合成勾配は、次の表に定める値以下とすること。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル以下の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度(1時間につきキロメートル)	合成勾配(パーセント)
100	10
80	10.5
60	11.5
50	
40	
30	
20	

2 前号の規定にかかわらず、積雪寒冷の度がはなはだしい地域に存する道路の合成勾配は、8パーセント以下とすること。

排水施設

道路には、必要に応じ、側溝、街渠きよ、集水ますその他の適当な排水施設を設けること。

道路の交差

- 1 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差させないこと。
- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取るとともに、適当な見通しができる構造とすること。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合は、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員を、第3種第2級又は第4種第1級の道路にあっては3メートルまで、第3種第3級又は第4種第2級若しくは第3級の道路にあっては2.75メートルまで縮小することができること。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、3メートルを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、2.75メートル(大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる右折車線にあっては、2.5メートル)まで縮小することができる。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合は、道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをすること。
- 6 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である道路が相互に交差する方式は、立体交差とすること。ただし、交通の状況、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 7 道路を立体交差とする場合は、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けること。この場合において、連結路には、車線等の項から路肩の項まで、設計速度の項、屈曲部の項(第1号及び第4号を除く。)、視距等の項から縦断曲線の項まで及び合成勾配の項の規定は、適用しない。

	<p>8 鉄道又は新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する道路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 交差角は、45度以上とすること。</p> <p>(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所及び地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、この限りでない。</p> <p>(3) 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、規則で定める値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所並びに自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。</p>
待避所	<p>第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けること。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。</p> <p>(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、長さを15メートルまで縮小することができる。</p>
交通安全施設	<p>交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p>

別表第2(第7条関係)

区分	基準
歩道等	<p>1 道路には、歩道等を設けること。ただし、市街化の状況その他の特別の理由がある場合は、歩道等に代えて車道等の路面における凸部、車道における狭^{さく}窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。</p> <p>2 歩道の有効幅員(縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。)は別表第1の歩道等の項第3号に規定する値以上、自転車歩行者道の有効幅員は同項第4号に規定する値以上とし、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。ただし、市街化の状況その他の特別の理由がある場合は、歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。</p> <p>3 立体横断施設の項の規定により設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができること。</p> <p>4 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>5 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>6 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>7 歩道等(車両乗入れ部(車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分をいう。以下同じ。)を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、第4号ただし書に規定する場合及び地形の状況その他の特別の理由がある場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>8 歩道等には、車道等又は自転車道との境界に縁石線を設けること。また、歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地の利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>9 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道</p>

等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けること。

- 10 歩道等(横断歩道に接続する部分及び縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、乗合自動車の停留所の付近その他の特別の理由がある箇所については、この限りでない。
- 11 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、視覚障がい者の移動等円滑化のために2センチメートルの段差を設けるとともに、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が通行しやすいようその一部について段差を設けないことを標準とすること。また、当該段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。
- 12 車両乗入れ部のうち横断勾配が1パーセント(第4号ただし書に規定する場合及び地形の状況その他の特別の理由がある場合は、2パーセント)以下の部分の有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1メートル以上とすることができる。

立体横断施設

- 1 高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)を設ける場合には、エレベーター又は傾斜路を設けること。
- 2 エレベーターは、次に定める構造とすること。
 - (1) かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の内法の幅及び奥行きは、1.5メートル以上とすること。
 - (2) 出入口の有効幅は、90センチメートル以上とすること。
 - (3) かごの内に、車いす使用者が乗降する際に出入口を確認するための鏡を設けること。
 - (4) 出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、かごの外からかごの内が視覚的に確認できる構造とすること。
 - (5) かごの内に手すりを設けること。
 - (6) 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
 - (7) かごの内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - (8) かごの内に、かごが到着する階及び出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (9) 操作盤は、車いす使用者が円滑に操作できる位置に設けること。また、点字を貼り付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。
 - (10) 出入口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- 3 傾斜路は、次に定める構造とすること。
 - (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由がある場合は、1メートル以上とすることができる。
 - (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由がある場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - (3) 横断勾配は、設けないこと。
 - (4) 2段式の手すりを両側に設け、その端部の付近には、到達場所を示す点字を貼り付けること。
 - (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - (6) 勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比を大きくすること等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
 - (7) 両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - (8) 傾斜路の下面の高さが2.5メートル以下の歩道等の部分には、必要に応じ、その部分への進入を防ぐために、さくその他これに類する工作物を設けること。
 - (9) 高さが75センチメートルを超える場合は、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

- 4 高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。
 - (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。
 - (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
 - (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
 - (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比を大きくすること等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
 - (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比を大きくすること等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
 - (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等又は通路には、その路面にエスカレーターへの進入の可否を表示すること。
 - (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。
- 5 立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とすること。
 - (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。
 - (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由がある場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
 - (3) 第3号(4)、(5)及び(7)の規定に適合すること。
- 6 立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とすること。
 - (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
 - (2) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
 - (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比を大きくすること等により段を容易に識別できるものとする。
 - (4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - (5) 高さが3メートルを超える場合は、その途中に踊場を設けること。
 - (6) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。
 - (7) 第3号(4)、(5)、(7)及び(8)の規定に適合すること。

乗合自動車の停留所

乗合自動車の停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

自動車駐車場

- 1 自動車駐車場には、障がい者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障がい者用駐車施設」という。)を設けること。
- 2 障がい者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とすること。
- 3 障がい者用駐車施設は、次に定める構造とすること。
 - (1) 当該障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
 - (3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 4 自動車駐車場には、障がい者が円滑に利用できる停車のために供する部分(以下「障がい者用停車施設」という。)を設けること。ただし、構造、交通の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 5 障がい者用停車施設は、次に定める構造とすること。
 - (1) 当該障がい者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 車両への乗降のために供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障がい者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
 - (3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 6 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該

	<p>出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口は、この限りでない。</p> <p>(1) 有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>7 自動車駐車場の歩行者の出入口から障がい者用駐車施設に至る通路及び当該通路と便所間の通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>8 屋外に設けられる自動車駐車場の障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設及び前号の通路には、屋根を設けること。</p> <p>9 自動車駐車場に設ける便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所(男子用又は女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設け、又は高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(2) 便房又は便所には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)別表第2の5の項の規定に適合すること。</p>
<p>その他の施設等</p>	<p>1 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が見やすい位置に、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障がい者が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるとともに、当該案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けること。</p> <p>2 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロック(視覚障がい者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。)を敷設すること。</p> <p>3 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比を大きくすること等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。</p> <p>4 視覚障がい者誘導用ブロックには、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けること。</p> <p>5 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</p> <p>7 乗合自動車の停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</p> <p>8 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。</p>

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則

平成25年3月29日
鳥取県規則第31号

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例(平成25年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。)第4条第2項、第5条第1項及び第2項、第6条並びに別表第1の規定に基づき、県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例、道路法(昭和27年法律第180号)及び道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。)で使用する用語の例による。

(県道の構造の技術的基準)

第3条 条例で定めるもののほか、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、別表第1のとおりとする。

(道路の区分の変更等に係る特例)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める規定は、条例別表第1車線等の項、車線の分離等の項、路肩の項第2号及び第3号、歩道等の項第1号、設計速度の項、屈曲部の項第3号から第5号まで、縦断勾配の項、縦断曲線の項第2号、道路の交差の項第3号並びに待避所の項の規定とする。

2 条例第5条第1項の規定を適用する場合の別表第1の1の項、2の項第1号、第4号及び第6号、3の項第3号、4の項第1号後段、第2号から第5号まで、第7号及び第9号、5の項第1号、6の項第1号及び第6号、7の項第1号、9の項第2号並びに11の項第2号の規定の適用については、変更後の区分を道路の区分とみなす。

3 次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に掲げる規定に定める基準によらないことができる。

1 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合	(1) 条例別表第1(路肩の項、設計速度の項、屈曲部の項第1号、横断勾配の項、排水施設の項及び交通安全施設の項を除く。)の規定 (2) 別表第1の2の項から15の項まで(3の項第4号、4の項及び13の項を除く。)の規定
2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合	(1) 条例別表第1車線等の項、路肩の項第2号、歩道等の項第3号及び第4号並びに視距等の項第1号の規定 (2) 別表第1の2の項第4号及び第6号、3の項第1号及び第2号、5の項、6の項第4号及び第6号、7の項第2号及び第3号、8の項第2号、9の項第2号並びに16の項第1号から第3号までの規定
3 道路の交通に著しい支障がある小区間(2の項に規定する小区間を除く。)について応急措置として改築を行う場合において、これに隣接する区間の道路の構造が右欄に掲げる規定に定める基準に適合していないとき	(1) 条例別表第1車線等の項、歩道等の項第3号及び第4号、屈曲部の項第2号から第7号まで、視距等の項、縦断勾配の項、縦断曲線の項並びに合成勾配の項の規定 (2) 別表第1の2の項第4号及び第6号、3の項第1号及び第2号、5の項、6の項第4号及び第6号、7の項第2号及び第3号、8の項並びに9の項第2号の規定

(道路標識の寸法)

第5条 条例第6条の規則で定める寸法は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第3条、第4条関係)

区分	基準
1 車線等	1 車道のうち次に掲げる部分は、車線により構成することを要しないこと。 (1) 交差点

- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯(中央帯のうち側帯以外の部分をいう。以下同じ。)が切断された部分
 - (3) 乗合自動車停車帯及び非常駐車帯
 - (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
 - (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間
- 2 同方向の車線の数1である第1種の道路には、必要に応じ、付加追越車線を設けること。

2 車線の分離等

- 1 第3種及び第4種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この項において同じ。)の車線は、車線の数4以上で安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、往復の方向別に分離すること。
- 2 第1種の道路の車線は、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)が3以下で地形の状況その他の特別の理由がある場合は、往復の方向別に分離しないことができること。
- 3 車線を往復の方向別に分離するときは、必要のない場合を除き、中央帯を設けること。
- 4 中央帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に定める値以上とし、除雪を考慮して定めること。ただし、長さが100メートル以上のトンネル、長さが50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に定める値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(メートル)	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級及び第4級	3	1.5
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級から第4級まで	1.75	1
第4種	第1級から第3級まで	1	

- 5 分離帯に路上施設を設ける場合の中央帯の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めること。
- 6 中央帯には、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄に定める値の側帯を設けること。ただし、第4号ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、0.25メートルまで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員(メートル)
第1種	第2級	0.75
	第3級及び第4級	0.5
第2種	第1級及び第2級	0.5
第3種	第2級から第4級まで	0.25
第4種	第1級から第3級まで	0.25

7 分離帯には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けること。

3 副道

- 1 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けること。
- 2 副道の幅員は、4メートルを標準とすること。
- 3 副道の路肩の幅員は、0.5メートル以上とすること。
- 4 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとすること。

4 路肩

- 1 路肩の幅員は、除雪を考慮して定めること。また、路肩に路上施設を設ける場合は、当該路上施設を設けるのに必要な幅員を加えた値とすること。
- 2 路肩の幅員は、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さが50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、次の表の路肩の幅員の欄に定める値まで縮小することができること。

区分		路肩の幅員(メートル)
第1種	第2級	1.75
	第3級及び第4級	1.25
第2種	第1級及び第2級	1.25
第3種	第2級から第4級まで	0.5
	第5級	0.5
第4種	第1級から第4級まで	0.5

- 3 車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの路肩の幅員は、前号の規定にかかわらず、2.5メートル以上とすること。ただし、長さが100メートル以上のトンネル、長さが50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由がある箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、第1種第2級及び第3級にあつては1.75メートルまで、第1種第4級にあつては2メートルまで縮小することができる。
- 4 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で次に掲げる箇所の路肩の幅員は、歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、第2号の規定にかかわらず、1メートル以上とすること。
 - (1) 道路の片側だけに歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)を設ける場合における歩道等を設けない側
 - (2) 自転車の交通量が多い道路のうち歩道等(横断歩道橋等又は路上施設を除く。)の幅員が3メートル未満の箇所
- 5 トンネルの路肩の幅員は、第2号及び第3号の規定にかかわらず、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種の道路にあつては0.5メートルまで縮小することができること。
- 6 車線を往復の方向別に分離する道路及び対向車線を設けない道路には、車道に接続して、その右側に路肩を設けること。ただし、中央帯を設ける場合は、この限りでない。
- 7 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の表に定める値以上とすること。ただし、第1種第2級の道路のトンネルについては、1メートルまで縮小することができる。

区分		車道の右側に設ける路肩の幅員(メートル)
第1種	第2級	1.25
	第3級及び第4級	0.75
第2種	第1級及び第2級	0.75
第3種	第2級から第5級まで	0.5
第4種	第1級から第4級まで	0.5

- 8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路は、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合は、車道に接続する路肩の幅員を縮小することができること。
- 9 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に定める値の側帯を設けること。ただし、トンネルについては、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に定める値まで縮小することができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員(メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級及び第4級	0.5	0.25
第2種	第1級及び第2級	0.5	

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合は、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の路端に路肩を設けること。

5 停車帯

- 1 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、車道の左端寄りに停車帯を設けること。
- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとすること。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

6 歩道等

- 1 歩道は、第4種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)及び歩行者の交通量が多い第3種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)に設けること。
- 2 自転車歩行者道は、自動車の交通量が多い第3種及び第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)に設けること。
- 3 自転車道は、自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要があるものに設けること。
- 4 自転車道の幅員は、2メートル以上とし、自転車の交通の状況を考慮して定めること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1.5メートルまで縮小することができる。
- 5 自転車道に路上施設を設ける場合の当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めること。
- 6 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道等の幅員は、横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えること。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 7 歩道等の車道(路肩を含む。)に対する高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。

	<p>8 乗合自動車の停留所の歩道等は、地形の状況その他の特別の理由がある場合を除き、当該歩道等の部分の縁端と乗合自動車の乗降口の床面の縁端との間隔ができる限り小さくなる構造とすること。</p> <p>9 歩道等には、横断歩道、乗合自動車の停留所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。</p>																
7 植樹帯	<p>1 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けること。また、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とすること。</p> <p>3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前号の規定にかかわらず、その事情に応じ、1.5メートルを超える適切な値とすること。</p> <p>(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間</p> <p>(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間</p> <p>4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うこと。</p>																
8 登坂車線	<p>1 縦断勾配が5パーセント(設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあつては、3パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けること。</p> <p>2 登坂車線の幅員は、3メートルとすること。</p>																
9 舗装等	<p>1 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成13年国土交通省令第103号)で定める基準に適合する構造とすること。</p> <p>2 第4種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通による騒音の発生を減少させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 前号本文に規定する構造の舗装をした道路は、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合は、横断勾配を付さず、又は縮小することができること。</p>																
10 道路の交差	<p>1 連結路については、1の項から4の項までの規定は、適用しないこと。</p> <p>2 踏切道の見通し区間の長さは、次の表の右欄に定める値以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="395 1563 1390 2018"> <thead> <tr> <th>踏切道における鉄道等の車両の最高速度(1時間につきキロメートル)</th> <th>見通し区間の長さ(メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50未満</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>50以上70未満</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>70以上80未満</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>80以上90未満</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>90以上100未満</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>100以上110未満</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>110以上</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	踏切道における鉄道等の車両の最高速度(1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(メートル)	50未満	110	50以上70未満	160	70以上80未満	200	80以上90未満	230	90以上100未満	260	100以上110未満	300	110以上	350
踏切道における鉄道等の車両の最高速度(1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(メートル)																
50未満	110																
50以上70未満	160																
70以上80未満	200																
80以上90未満	230																
90以上100未満	260																
100以上110未満	300																
110以上	350																

11 交通安全施設等	<p>1 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、次に掲げる施設を設けること。</p> <p>(1) 地下横断歩道</p> <p>(2) 駒止</p> <p>(3) 道路標識</p> <p>(4) 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)</p> <p>(5) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡</p> <p>2 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けること。</p> <p>3 前号の規定により設けられる屈曲部は、曲線形とすることを要しないこと。</p> <p>4 自転車道及び歩道等に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けること。</p>
12 自動車駐車場等	<p>安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合は、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車帯、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けること。</p>
13 防雪施設その他の防護施設	<p>1 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設、雪崩防止施設その他これらに類する施設を設けること。</p> <p>2 前号に規定する施設を設ける場合を除き、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けること。</p>
14 トンネル	<p>1 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けること。</p> <p>2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けること。</p> <p>3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けること。</p>
15 橋等	<p>1 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とすること。</p> <p>2 橋等は、交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、当該橋等に作用する荷重に対して十分安全なものとする事。</p>
16 自転車専用道路等	<p>1 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とすること。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、2.5メートルまで縮小することができる。</p> <p>2 歩行者専用道路の幅員は、2メートル以上とし、道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して定めること。</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その両側に、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けること。</p> <p>4 自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路(以下「自転車専用道路等」という。)に路上施設を設ける場合の当該自転車専用道路等の幅員は、構造令第39条第4項又は第40条第3項の建築限界を勘案して定めること。</p> <p>5 自転車専用道路等の線形、勾配その他の構造は、自転車又は歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものとする事。</p> <p>6 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、6の項第9号の規定に準じて、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。</p>

別表第2(第5条関係)

区分	基準
----	----

案内標識

- 1 標示板の寸法は、表示する文字、ローマ字及び記号の大きさ、数及び配置並びに縁、縁線及び区分線の太さに応じた適切な寸法とすること。
- 2 文字の大きさは、歩行者を主たる対象とするものを除き、次の表に定める値を標準とすること。ただし、必要がある場合は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。)を参酌して拡大し、又は縮小することができる。

区分		文字の大きさ
第1種又は第2種の道路	出口に関する案内標識に表示する文字のうち主となるもの	50センチメートル
	その他のもの	50センチメートル以下で標識令を参酌して知事が定める大きさ
第3種又は第4種の道路	市町村名、県名、著名地点、主要地点及び方面を表示する文字	30センチメートル
	その他のもの	20センチメートル以下で標識令を参酌して知事が定める大きさ

- 3 文字に並記するローマ字の大きさは、文字の大きさの2分の1を標準とし、標識令を参酌して知事が定める大きさとする。
- 4 記号の大きさ並びに縁、縁線及び区分線の太さは、標識令を参酌して知事が定める大きさ又は太さとする。

警戒標識

- 1 標示板の寸法は、一辺58.5センチメートルを標準とすること。
- 2 前号の規定にかかわらず、次に掲げる第1種又は第2種の道路に設置する標示板の寸法は、それぞれに定める寸法まで拡大することができる。
 - (1) 設計速度が1時間につき60キロメートル以上100キロメートル未満の道路 一辺90センチメートル
 - (2) 設計速度が1時間につき100キロメートル以上の道路 一辺112.5センチメートル
- 3 第1号の規定にかかわらず、第3種又は第4種の道路に設置する標示板の寸法は、一辺45センチメートル、72センチメートル又は90センチメートルとすることができる。

補助標識

標示板の寸法は、縦10センチメートル以上、横40センチメートル以上60センチメートル以下を標準とすること。ただし、その附置される案内標識又は警戒標識の標示板の大きさに応じて拡大し、又は縮小することができる。